

企業・商店街・団体の皆様へ

# 雑誌スポンサーを 募集しています



図書館  
で、

広告を  
出しませんか



鳥取市立中央図書館

図書館で購入している雑誌の最新号などに広告を掲載する雑誌スポンサー（広告主）を募集しています。

## 雑誌スポンサー制度とは

雑誌スポンサー制度は、民間事業者などの皆さまが社会貢献として雑誌を寄贈することと、広告事業を組み合わせた制度です。

民間事業者様などの広報活動を支援するとともに、鳥取市立図書館の資料費を確保し、図書館サービスの充実を図ることを目的としています。

## 雑誌スポンサー制度の概要

### 1 雑誌スポンサーの対象

企業・商店・団体などで、個人を除きます。

また、鳥取市広告掲載基準第4条各号に該当する業種、事業者は対象となりません。（例）各種法令に違反しているもの。消費者金融にかかるもの。ギャンブルにかかるものなどです。詳しい内容はお問い合わせください。

### 2 雑誌の選択と申込

図書館が作成した「雑誌リスト」から提供雑誌を選択し、申込書を添付書類と一緒に提出していただきます。

### 3 雑誌の購入代金

雑誌スポンサー決定後に雑誌の購入代金を負担していただきます。（雑誌の調達は図書館が行います。）

### 4 広告の掲出

提供いただいた雑誌の「最新号」のカバー表面と雑誌架にスポンサー名を表示するとともに、スポンサーが作成した広告を掲示し、雑誌コーナーに配架して利用に供します。

広告の規格については、P.7の別表第1をご覧ください。

### 5 スポンサー名の公表

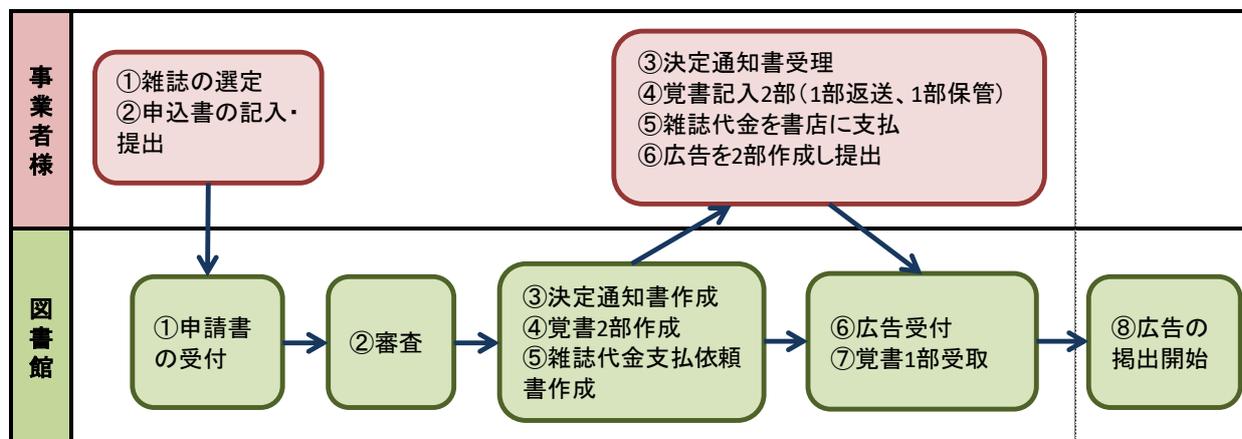
鳥取市立中央図書館内に雑誌スポンサー様の一覧表を掲示するとともに、市立図書館ホームページの「お知らせ」にも一覧表を掲載します。

## 広告の掲出期間

原則、毎年度4月1日から翌年の3月31日までです。（毎年度要申込）

年度途中に申込みされる場合は、翌月から、3月31日までの期間となります。

## スポンサー制度の流れ



## 申込方法について

### 1 申込書類

「鳥取市立図書館雑誌スポンサー申込書(様式1号)」に必要事項を記入のうえ、電子メール、郵送、ファクシミリ、または、中央図書館まで持参してください。

添付書類 ①広告図案 ②会社概要など(業種などがわかるもの)

### 2 提供雑誌の冊数

雑誌は、複数冊選択することができ、制限はありません。

同一の雑誌に複数の申込みがあった場合は、申込書の到達順とします。

## 広告などの審査

雑誌スポンサーの選定と掲載しようとする広告内容の可否については、「鳥取市広告掲載基準」に基づき判断を行いますのでご承知ください。

### 掲載できない広告の主な内容

- ①人権侵害、差別又は基本的人権の侵害につながるもの。
  - ②法律で禁止されている商品、無許可の商品若しくは不適切な商品またはサービスを提供するもの。
  - ③個人の名誉をき損、中傷または誹謗するもの。
  - ④公の選挙また投票の事前運動に該当するもの。
  - ⑤宗教団体による布教活動を主目的とするもの。
  - ⑥非科学的にまたは迷信に類するもので、利用者を惑わせまたは不安を与えるおそれのあるもの。など、ふさわしくないと認めたものなど
- 詳しい内容はお問い合わせください。

## 契約について

雑誌スポンサーに決定した場合は、鳥取市立図書館雑誌スポンサー審査結果通知書（様式第2号）により通知いたします。

あわせて、覚書（様式第3号）を送付しますので、押印のうえ1部を図書館に返送してください。これにより、契約を締結します。

## 雑誌購入代金のお支払方法

- 1 雑誌スポンサー様が負担する雑誌購入費は、図書館長が指定する雑誌納入事業者に直接支払っていただきます。
- 2 支払いは一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、翌年度に精算いたします。
- 3 振込手数料等支払いに必要な経費は雑誌スポンサーの負担としていただきます。
- 4 雑誌スポンサーが提供する雑誌が契約途中で休刊、廃刊等となった場合は、図書館と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替える場合がありますので、ご了承ください。

## 雑誌の所有権について

この制度によって提供された雑誌の所有権は、鳥取市に帰属します。

**鳥取市立中央図書館**

〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4（駅南庁舎2F）

電話 0857-27-5182 ファクシミリ 0857-27-5192

Eメール [chuo-library@city.tottori.lg.jp](mailto:chuo-library@city.tottori.lg.jp)

## 鳥取市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市広告掲載要綱（平成18年12月1日制定）の規定に基づき、鳥取市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「スポンサー制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 鳥取市立図書館（以下「図書館」という。）に配架する雑誌（以下「雑誌」という。）のカバー等を広告媒体として民間事業者等に提供することによって、当該事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）の事業に係る広告を掲出するとともに、図書館の資料費を確保し、もって図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサーは、広告の掲出を希望する雑誌の購入費用を負担し、鳥取市立図書館長（以下「館長」という。）は当該雑誌（以下「スポンサー誌」という。）を図書館雑誌コーナーに配架するものとする。

2 館長は、スポンサー誌の最新号にカバーを付け、表面のカバーに雑誌スポンサー名を、裏面のカバーには雑誌スポンサーの事業に関する広告を掲出するとともに、雑誌架の当該雑誌の配架位置にも掲出することができるものとする。

3 カバー表面のスポンサー名の表示は図書館が作成し、裏面及び雑誌架の広告は雑誌スポンサーが作成するものとし、その規格等は別表第1に掲げるとおりとする。

4 スポンサー誌の配架場所は、館長が決定する。

(雑誌スポンサーの対象及び広告の内容)

第4条 雑誌スポンサーの対象及び広告の内容は、鳥取市広告掲載基準（平成18年12月1日制定）の例によるものとする。

(広告の掲出期間)

第5条 広告の掲出期間は、原則4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、年度中途に申請する場合は、承認された月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

(雑誌スポンサーの募集)

第6条 雑誌スポンサーを希望する者は、館長が別に定める雑誌のリストの中からスポンサーの対象とする雑誌を選定し、雑誌スポンサー申込書（様式第1号）により館長に対して申込みを行うものとする。

2 第1項に定める雑誌のリストのほか雑誌スポンサーの募集に必要な事項は、館長が別に定める。

(雑誌スポンサー及び広告内容の審査及び決定)

第7条 雑誌スポンサーの申込みを行った者（以下「申込希望者」という。）は、掲載しようとする広告内容について予め館長と協議し、審査を受けなければならない。

2 館長は、雑誌スポンサーの選定と広告内容に関して審査を行い、その適否を決定し、その結果を鳥取市立図書館雑誌スポンサー審査結果通知書（様式第2号）により申込希望者に通知するものとする。

3 前項の審査及び決定は、申込み期間中において申込みのあった順に行うものとし、同一の雑誌に複数の申込みがある場合は申込み受け順とする。

4 前2項の審査及び決定において疑義が生じた場合は、次条に規定する雑誌スポンサー審査委員会において審査し、適否を決定する。

5 館長は雑誌スポンサーに対して広告内容に関する修正を依頼することができるものとし、雑誌スポンサーは正当な理由がない限りこれに応じなければならない。

(雑誌スポンサー審査委員会)

第8条 前条第4項に規定する審査を行うため、図書館に雑誌スポンサー審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。なお、審査委員会の委員の定数は、5名以内とする。

2 審査委員会の委員長は、館長をもって充てる。

3 審査委員会の委員は、図書館職員をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第9条 審査委員会の会議は、広告内容等、広告の掲載に関して審査の必要性があると委員長が認めたときに、委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、図書館において処理する。

(契約)

第11条 第7条第2項の規定により通知を受け取った者は、速やかに覚書（様式第3号）により契約を締結しなければならない。

(雑誌スポンサーの責務)

第12条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負い、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、スポンサーの負担において解決するものとする。

(雑誌購入代金の支払い方法)

第13条 雑誌スポンサーが負担する雑誌購入費は、館長が指定する雑誌納入事業者に雑誌スポンサーが直接支払うものとする。

2 支払いは、毎年度一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に精算するものとする。

3 振込手数料等支払いに必要な一切の経費は雑誌スポンサーの負担とする。

4 雑誌スポンサーが提供する雑誌が契約途中で休刊、廃刊等となった場合は、図書館と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(雑誌の所有権)

第14条 この制度により提供された雑誌の所有権は、鳥取市に帰属する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 鳥取市立図書館雑誌スポンサー制度広告規格

鳥取市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき、広告の表示方法等を以下のとおり定める。

### 1. 広告及びスポンサー名の表示場所

雑誌最新号のカバー及び当該雑誌を配架している雑誌架とする。

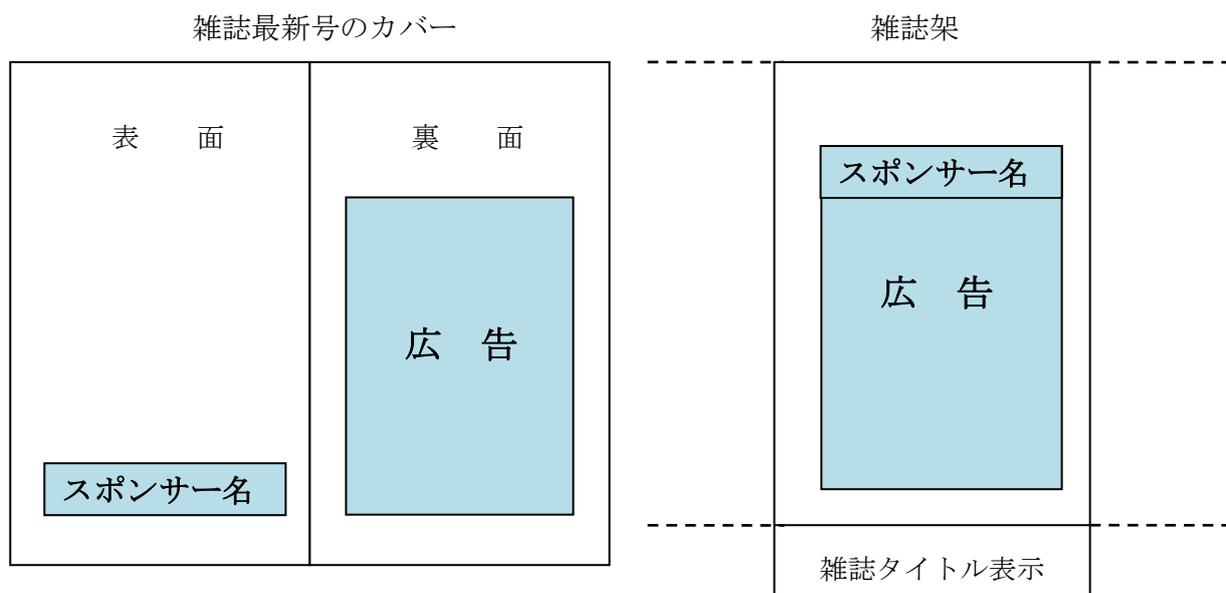
### 2. スポンサー名の表示（図書館が作成）

- (1) 規 格
- ・縦 4 cm以内 横 17 cm以内
  - ・下地は緑色、文字は白色
  - ・スポンサー名の下に雑誌スポンサー制度により提供された雑誌である旨を記載する。
- (2) 貼付位置
- ・雑誌カバーの表面の下部
  - ・雑誌架の最新号配架位置の下部

### 3. 広告の表示（雑誌スポンサーが作成）

- (1) 規 格
- ・雑誌カバー：基本的には、縦 23 cm以内、横 17 cm以内とするが、最大A4 縦サイズ以内（縦 29.8 cm以内、横 21 cm以内）でも対応する。（ただし、簡易的な表示となる。）
  - ・雑誌架：縦 23 cm以内、横 17 cm以内
- (2) 貼付位置
- ・雑誌カバーの裏面
  - ・雑誌架の最新号配架位置

### 4. 広告及びスポンサー名の表示位置



### 5. 広告内容の変更

広告内容の変更は、7月、10月、及び1月にそれぞれ1回行うことができる。